

## 資料 2

### 会長及び副会長の互選について

米沢市置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成30年7月5日 告示第163号）では、会長及び副会長について次のとおり規定しています。

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

事務局では次のお二方に会長及び副会長を提案いたします。

会長	尾形 健明 様
副会長	柴田 正孝 様